

## 前回までの検討会の状況(土砂関係)

### 第1回検討会議

盛土等に係る問題点を次の2点に絞り込み

- 無許可での大量の土砂の埋立等
- 事業者が是正指導・命令に応じず残置された土砂

### 第2回検討会議

盛土等への対応に係る主なご意見

- 隙間のない規制が重要
  - 県と市町村の役割分担を明確にすべき。
  - 措置命令や代執行を適時適切に実施すべき。
- ⇒これらに加え、盛土等による災害の防止に関して、次のご意見をいただいた。

## 今後の対応策検討に向けた前回検討会のご意見の整理

委員のご意見	課題
○ 災害が発生しないよう不法盛土に対する抑止力が重要であり、違反業者が経済的に不利になるよう罰則の金額を上げることが必要	不法盛土の抑制
○ 盛土の安全性を確保するには、しっかりした構造物を構築することが重要 ○ 盛土の施工管理は、土木施工管理技士など有資格者の配置が必要	適正な盛土の造成
○ 盛土の安全性において最も重要な点は排水処理であり、工事完了時の検査だけでなく、完了後のモニタリングが重要	既存盛土の管理

# 課題と検討すべき対応策

## 課題 ※現状

### 1. 不法盛土の抑制

- 民間工事における建設発生土搬出先が明確でない。  
※再生資源利用促進計画書の作成は、建設業協会員などに限定されている。
- 不法盛土の早期発見及び指導が困難である。  
※地域住民や市町村が適法な盛土か判断できない。
- 条例の規制・罰則では、不法盛土が抑制されない。  
※許可対象は、3,000m<sup>3</sup>以上かつ高さ1m超。  
※罰則は、「2年以下の懲役」または「100万円以下の罰金」。

## 対応策の方向性

- 土砂の発生源及び搬出先の把握
- 地域における情報共有・連絡体制の構築
- 規制対象の拡大・厳罰化

### 2. 適正な盛土の造成

- 工事中断による盛土の放置の恐れがある。
- 盛土等の安全性を確保する必要がある。

- 事業者の能力に係る基準の設定

# 課題と検討すべき対応策

## 課題 ※現状

### 3. 既存盛土の管理

- 盛土が適正に管理されていない恐れがある。  
※土地所有者に責任が及ばない。
- 代執行の費用を回収できない恐れがある。

## 対応策の方向性

- 事業者・土地所有者等の責任の明確化

# 土砂に係る山梨県と国の検討状況

## 山梨県

- 盛土緊急点検(R3.7.9~)
- 良好な生活環境を保全するための対応策に関する庁内WG設置(R3.11.15)
- 生活環境保全のための新たな対応策検討会議設置(R4.2.14)
- 第1回検討会議(R4.2.25)
- 第2回検討会議(R4.5.31)
- 第4回検討会議(R4.9.26)

## 国

- 盛土による災害防止に向けた総点検(R3.8.11~)
- 盛土による災害の防止に関する検討会設置(R3.9.30)
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案閣議決定(R4.3.1)
- 盛土規制法の公布(R4.5.27)
- 第1回盛土防災対策検討会(R4.6.15)
- 第2回盛土防災対策検討会(R4.8.1)
- 第3回盛土防災対策検討会(R4.9.9)

# 盛土規制法の公布・施行

## 経緯

- 本県は、平成19年7月に土砂条例を制定し、盛土を規制
- 国は、令和4年5月27日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）を公布

## 盛土規制法に係る規制区域の概要

- 宅地造成等工事規制区域： 人家等が存在するエリア（市街地、集落等）  
市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、隣接・近接する区域も含め指定
- 特定盛土等規制区域： 人家等に危害を及ぼしうるエリア（山地、丘陵地等）  
市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

# 盛土規制法の区域指定イメージ



# 盛土規制法の施行スケジュール

	R3		R4				R5	
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	
・盛土規制法	閣議決定 ● R4.3	成立・公布 ● R4.5					施行 ● R5.5	
・政省令 (技術基準等)			政令骨子案公表	公布			施行 ● R5.5	
	有識者委員会による検討			● R4.9頃	● R4.12頃			
・基本方針 ・基礎調査実施要領			案の公表			施行・公表	● R5.5	
	有識者委員会による検討			● R4.9頃				

※順次規制区域を指定

## 盛土規制法と土砂条例の比較

内 容	盛土規制法	土砂条例
目 的	土地の形質変更の規制を行うことにより、土砂の崩壊等から国民の生命及び財産を保護	土砂の埋立等の規制を行うことにより、土砂の崩壊等から県民の生命及び財産を保護
規制対象区域	規制区域内	県内全域
規制対象規模	一定規模を想定* ※ <u>今後政省令で規定</u>	3,000㎡以上かつ 高さ1m超の盛土
地元住民の理解	地域説明会等の義務づけ	なし
履行する資力・ 能力の確認	履行する資力・能力の確認の義務づけ	なし
土地所有者の責務	改善命令可能・罰則あり	なし
罰 則	懲役3年以下 罰金1,000万円以下 <u>両罰規定（3億円以下）</u>	懲役2年以下 罰金100万円以下 （地方自治法で規定できる罰則 の上限）

\* 特定盛土等規制区域内の許可対象規模などを新たな条例で定めることができる。

# 盛土規制法による課題への対応

課 題		盛土規制法により対応（制度化）
①不法盛土の抑制	不法盛土の早期発見及び指導が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請前の地域説明会の開催等を制度化</li> <li>・許可・届出内容の公表と関係市町村への通知を制度化</li> </ul>
	土砂条例の規制・罰則では、不法盛土が抑制されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制対象の規模要件を低下</li> <li>・厳罰化</li> </ul>
②適正な盛土の造成	資力不足などから盛土等の構築が中断され、危険な状態で放置される場合がある。	許可基準に工事主の資力・信用、工事施行者の能力を新設
	災害を防止するため、盛土等の安全性を高める必要がある。	有資格者の設計による盛土の構築を義務化
③既存盛土の管理	適正に管理されていない盛土等がある（土地所有者に責任が及ばない）。	規制区域内の土地所有者等に対する災害防止措置の勧告や改善命令、罰則の制度化
	代執行の費用を回収できないケースがある。	代執行の費用について、工事主等のほか土地所有者に負担させることを制度化

## ご意見を伺いたい点

1. 抽出した課題は妥当か。他に検討すべき課題はあるか。
2. 成立した盛土規制法が、課題への具体的対応策となると見込まれる中、対応策を具体化する際に、留意する点は何か。